▶更新のご案内

負担限度額認定証の期限は、毎年７月３１日です。８月以降も利用する場合は、再度申請が必要です。

居宅介護支援事業所や施設等を通じてご案内をお送りしますので、忘れずに申請手続きを行ってください。なお、令和３年度の住民税課税状況や、左ページのとおり要件が変更されたことにより、８月以降の負担限度額認定を受けられなくなる場合があります。

○ 利用者負担の上限額が見直されます

「現役並み所得者」の方のみ

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が上限を超えた場合、申請により超えた分が「高額介護 (予防) サービス費」として支給されていますが、令和３年８月からは、「現役並み所得者」の方の上限額が年収額により細分化されます。

◆◆ 令和３年７月３１日まで ◆◆

利用者負担段階区分	上限額 (1 ヶ月)
○現役並み所得者 同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいて、その人の収入が単身 383 万円以上、２人以上世帯では合計 520 万円以上の方	(世帯) 44,400 円
○一般 住民税課税世帯で、現役並み所得者以外	(世帯) 44,400 円
○住民税世帯非課税等	
▶合計取得金額および課税年金 収入の合計が 80 万円以下の方 ▶老齢福祉年金受給者の方	(個人) 15,000 円 (世帯) 24,600 円
生活保護受給者の方など	(世帯・個人) 15,000 円

◆◆ 令和３年８月１日から ◆◆

利用者負担段階区分		上限額 (1 ヶ月)
現役並み所得者	年収約 1,160 万円以上の方	(世帯) 140,100 円
現役並み所得者	年収約 770 万円以上、約 1,160 万円未満の方	(世帯)　93,000 円
現役並み所得者	年収約 383 万円以上、約 770 万円未満の方	(世帯)　44,400 円
○一般 住民税課税世帯で、現役並み所得者以外		(世帯) 44,400 円
○住民税世帯非課税等		
▶合計取得金額および課税年金 収入の合計が 80 万円以下の方 ▶老齢福祉年金受給者の方		(個人) 15,000 円 (世帯) 24,600 円
生活保護受給者の方など		(世帯・個人) 15,000 円

(注)「一般」・「住民税世帯非課税等」・「生活保護受給者の方など」の上限額には変更ありません

【お問い合わせ】役場福祉課　☎ 77 - 3614